

2019年度からの私費外国人留学生授業料補助制度の変更について

2019年度から明治大学私費外国人留学生授業料補助制度が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。なお、変更後の制度は2019年度入学者から適用します。2018年以前の入学者については、2019年度は変更前の制度を適用し、2020年度から変更後の制度を適用します。

記

1 変更点

(1) 支給対象者の変更

「支給資格を満たす申請者全員に支給」から「支給資格を満たす各学部・研究科の成績上位者から支給」に変更

(2) 補助率決定基準

在学生の補助率決定基準を「GPA」から「申請者の中での各学部・研究科ごとの成績順位」に変更

(3) 補助率

学部新入生及び大学院新入生の補助率を「30%」から「40%」に変更する。在学生の補助率を「40%/35%/25%」から「50%/30%/15%」に変更

学年	変更前			変更後		
	補助率 決定基準	補助率 上限	支給 対象者	補助率 決定基準	補助率	支給 対象者
学部新入生 大学院新入生	不問	30%	全員支給	不問	40%	全員支給
大学院 M2 D2 以上	GPA3.0 以上 (会計研のみ 1.7 以上)	30%		所属研究科の 上位 80%以内	30%	各学部・ 研究科の 成績上位者 から支給
学部 2~4 年生	GPA 3.0 以上	40%		所属学部の 上位 10%以内	50%	
	GPA 2.5 以上 3.0 未満	35%		所属学部の 上位 40%以内	30%	
	GPA 2.0 以上 2.5 未満	25%		所属学部の 上位 80%	15%	

2 変更後の制度の適用開始時期

変更後の制度は2019年度入学者から適用とします。2018年以前の入学者(在学生)は、2019年度については変更前の制度を適用し、2020年度から変更後の制度を適用します。

3 注意

予算範囲で補助対象者を選考するため、支給資格を満たした申請者でも、補助対象から外れる場合があります。

変更に関する問い合わせ先:国際教育事務室(電話 03-3296-4141)

以 上